優良住宅部品評価基準

Evaluation Standard for Quality Housing Component

自転車置場

Bicycle sheds

BLE BS:2015

２０１５年８月３１日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

目　　次

優良住宅部品評価基準
自転車置場

Ⅰ．総則
　1．適用範囲
　2．用語の定義
　3．部品の構成
　4．材料
　5．施工の範囲
　6．寸法
Ⅱ．要求性能
　1　住宅部品の性能等に係る要求事項
　　1.1 機能の確保
　　1.2 安全性の確保
　　　1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
　　　1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
　　　（1.2.3 健康上の安全性の確保）
　　　1.2.4 火災に対する安全性の確保
　　1.3 耐久性の確保
　　1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
　　　1.4.1 製造場の活動における環境配慮
　　　1.4.2 自転車置場のライフサイクルの各段階における環境配慮
　　　　1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
　　　　1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
　　　　1.4.2.3 施工時における環境配慮
　　　　1.4.2.4 使用時における環境配慮
　　　　1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
　　　　1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
　2　供給者の供給体制等に係る要求事項
　　2.1 適切な品質管理の実施
　　2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
　　　2.2.1 適切な品質保証の実施
　　　2.2.2 確実な供給体制の確保
　　　2.2.3 適切な維持管理への配慮
　　　　2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
　　　　2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
　　　2.2.4 確実な維持管理体制の整備
　　　　2.2.4.1 相談窓口の整備
　　　　2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
　　　　2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
　　2.3 適切な施工の担保
　　　2.3.1 適切なインターフェイスの設定
　　　2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
　3　情報の提供に係る要求事項
　　3.1 基本性能に関する情報提供
　　3.2 使用に関する情報提供
　　3.3 維持管理に関する情報提供
　　3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品評価基準

自転車置場

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

居住者の用に供する自転車その他の自転車を収容する自転車置場で、屋外に独立して設置するものに適用する。

2. 用語の定義

a）車輪固定装置：自転車が倒れないように車輪等をはさんで固定し、自転車の収容を整然と行う機能をもつものをいう。

b）取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

c）インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

d）Ｓ９００型（一般地型）：1 年を通じて、あまり雪が降らない一般地で、雪が残らない地域を想定した、積雪荷重値 900N/㎡に対して安全を確認したもの。

e）Ｓ１２００型（一般地型）：1 年を通じて、あまり雪が降らない一般地で、雪が残らない地域を想定した、積雪荷重値 1200N/㎡に対して安全を確認したもの。

f）Ｓ３０００型（多雪地型）：比較的雪が多く降る地域で、冬季には根雪が残る多雪地域を想定した、積雪荷重値 3000N/㎡に対して安全を確認したもの。

g）Ｓ４５００型（豪雪地型）：雪が多く降る地域で、根雪が残る豪雪地域を想定した、積雪荷重値 4500N/㎡に対して安全を確認したもの。

h）Ｗ８３０型：基準風速 34 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 830 N/㎡に対して安全を確認したもの。

i）Ｗ１０４０型：基準風速 38 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 1040 N/㎡に対して安全を確認したもの。

j）Ｗ１２７０型：基準風速 42 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 1270 N/㎡に対して安全を確認したもの。

3. 部品の構成

標準的な構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

		構成部品名	構成の別　注)	備考
主要部材	基礎部材	アンカー	○	
	小屋組部材	屋根	●	
		けた（桁）	●	
		はり（梁）	●	
	柱・腰壁回り部材	柱	●	
		腰壁	△	
備品		車輪固定装置	△	
		鼻隠し	△	
		側板	△	
		車止め	△	
		ﾁｪｰﾝ用ﾊﾞｰﾗｯｸ	○	
		照明器具	△	
		雨どい(横樋)	○	
		雨どい(竪樋)	△	

注）構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料はその名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。ただし、土間コンクリート等については施工範囲対象外とする。

a）基礎またはアンカーと柱の緊結等

b）自転車置場の組立・据付

6. 寸法

自転車置場の製作寸法公差は、間口、奥行及び高さの外形寸法に対して± 5mmのものを対象とする。ただし、連続して設置するものについては、連続方向は除く。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a）排水が確保され、雨がかりへの配慮がなされていること。

＜例示仕様＞

1）屋根形状は、排水、雨仕舞等の措置が施されており、排水性がよいこと。また、雨樋は排水性がよいこと。

2）自転車等の雨がかりに配慮し、屋根の奥行き寸法は、水平投影距離で１９００㎜ 以上あること。

b）自転車の出し入れが容易に行えること。なお、自転車の収容台数の表示と自転車置場の寸法との関係は、下式により計算した値以下とする。

Ｎ≦Ｌ／400

Ｎ：自転車置場の１スパン当たりの収容台数　（台）

Ｌ：自転車置場の１スパン当たりの寸法（mm）

＊上記の式は、車輪固定装置等の収容装置を使用しない場合とする。

＊車輪固定装置等を設置した場合の収容台数は、装置の仕様によるものとする。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a）耐積雪荷重

自転車置場の屋根、梁・桁等は、積雪荷重に対し、次の性能を有すること。ただし、同一部材の繰返しで構成されるものについては、構造計算により安全が確認されること。

1）　部品の四隅に柱をもつ自転車置場については、屋根面に均等に表－２に示す荷重を 24 時間加えた場合、梁・桁等のたわみが L/150 以下（L:支点間距離）であり、かつ除荷後の残留たわみが L/800 以下であること。

＜試験：BLT BS-01「等分布荷重試験（全体)」＞

2）部品の片側にのみ柱をもち、反対側に柱等の支持部材をもたないものなどは、表－２に示す荷重 に対して梁・桁、柱等の構造部材に生じる応力度が許容応力度内にあることを、「等分布荷重試験（全体)」に基づく試験、もしくは構造計算において証明できること。

＜試験：BLT BS-01「等分布荷重試験（全体)」＞

3）屋根面に、均等に表－２に示す荷重を加えた場合、屋根部材部品等にはずれや、屋根面の曲げ降伏などの使用上支障のある著しい変形がないこと。

＜試験：BLT BS-01「等分布荷重試験（全体)」＞

表－２　積雪荷重値

	積雪荷重値
Ｓ９００型	900N/㎡
Ｓ１２００型	1200N/㎡
Ｓ３０００型	3000N/㎡
Ｓ４５００型	4500N/㎡

b）耐風圧力

1）屋根部は第三者性を有する機関等により「屋根の吹き上げ荷重試験」を行い、次の性能を有すること。ただし、同一部材を繰返して接続し設置するものについては、構造計算により安全が確認されること。

① 部品の四隅に柱をもつ自転車置場については、屋根裏面に均等に式－１により求められる荷重を 5 分間上向きに加えた場合、屋根の梁、桁等のたわみが L/150 以下かつ残留たわみが L/800 以下であること。また、屋根部材部品等にはずれや、屋根面の曲げ降伏などの使用上支障のある著しい変形がないこと。ただし、風圧力ｑは表－３に示す値とする。

＜試験：BLT BS-02「屋根の吹き上げ荷重試験」＞

表－３　風圧力ｑ

	風圧力ｑ
Ｗ８３０型	830N/㎡
Ｗ１０４０型	1040N/㎡
Ｗ１２７０型	1270N/㎡

Ｐ＝Ｃ×Ａ×ｑ：式－１

Ｐ：風圧による総荷重（N）
ｑ：表－３により設定した風圧力
Ａ：風圧の加わる屋根の面積（㎡）
Ａ＝Ｂ×Ｌ　（Ｂ：屋根の幅、Ｌ：屋根の長さ）
Ｃ：風力係数　(1.0)

② 部品の片側にのみ柱をもち、反対側に柱等の支持部材をもたないものなどは、表－３に示す荷重 に対して梁・桁、柱等の構造部材に生じる応力度が許容応力度内にあることを、「屋根の吹き上げ荷重試験」に基づく試験、もしくは構造計算において証明できること。

＜試験：BLT BS-02「屋根の吹き上げ荷重試験」＞

2）壁面に均等に 720N/㎡の荷重を５分間加えた場合、壁及び壁回りの部材・部品にはずれや反対側が見通せるような隙間等の著しい変形が生じないこと。

＜試験：BLT BS-03「壁の吹き付け荷重試験」＞

c）耐局部荷重

屋根板の支持スパンの中央部に、550N の荷重を加え、屋根板や取付部にはずれや曲げ降伏などの著しい変形がないこと。

＜試験：BLT BS-06「屋根の局部荷重試験」＞

d）耐衝撃力

自転車置場の壁及び屋根は、衝撃力に対し次の性能を有すること。

1）壁の中央部及び隅角部に対して、質量１kg の鋼球により回転半径 2m の振り子式の衝撃力を垂直に加えた場合、打撃部及びその周辺部に貫通および反対側が見通せるような亀裂が生じないこと。

＜試験：BLT BS-04「衝撃試験（振り子式衝撃試験）」＞

2) 屋根の中央部及び隅角部に対して、質量1kg のなす形錘を高さ 2m の位置から自由落下させて衝撃力を加え、打撃部及びその周辺部に貫通および反対側が見通せるような亀裂が生じないこと。

＜試験：BLT BS-05「衝撃試験（落錘式衝撃試験）」＞

e) 耐荷重

チェーン用バーラックの支持スパンの中央部に1200Nの荷重を水平及び垂直に方向に加え、バーラック及び取付金物にがたつき、外れ、ひび割れ、破壊などが生じないこと。

＜試験：BLT BS-07「チェーン用バーラックの荷重試験」＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人体、衣服等が直接触れる部分には、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

（1.2.3 健康上の安全性の確保）

1.2.4 火災に対する安全性の確保

自転車置場は、柱、梁等は不燃材又は準不燃材、屋根、壁、戸等は、不燃材、準不燃材又は難燃材が使用されていること。

1.3 耐久性の確保

a) 部材の耐食性

主要部材の耐食性は、「中性塩水噴霧試験」を行い、５００時間後に各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等がないこと。

＜試験：JIS Z 2371-2000 「塩水噴霧試験方法」の7.2.1中性塩水噴霧試験＞

b) 表面処理の耐塩水性

表面処理の耐塩水性は、「耐塩水性」試験を行い、９６時間後に塗膜のふくれ、われ、はがれ、錆等がないこと。

＜試験：JIS K 5400-1990（廃止規格）「塗料一般試験方法」の8.23「耐塩水性」＞

c) 塗膜の耐久性

塗膜について、耐衝撃性、鉛筆硬さ、付着性、耐候性が確保されていること。

1) 耐衝撃性

塗膜の耐衝撃性は、「耐衝撃性」の「デュポン式」を行い、著しいわれ、はがれ等がないこと。

＜試験：JIS K 5400-1990（廃止規格）「塗料一般試験方法」の8.3.2「デュポン式」＞

2) 鉛筆硬さ

塗膜の鉛筆硬さは、「鉛筆引っかき値」の「試験機法」を行い、硬度H以上であること。

＜試験：JIS K 5400-1990（廃止規格）「塗料一般試験方法」の8.4.1「試験機法」＞

3) 付着性

塗膜の付着性は、「付着性」の「碁盤目テープ法」を行い、剥離のないこと。

＜試験：JIS K 5400-1990（廃止規格）「塗料一般試験方法」の8.5.2「碁盤目テープ法」＞

4) 耐候性

塗膜の耐候性は、「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」の「オープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」の「ＷＳ―Ａ形」に基づく試験を行い、３００時間後に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。

＜試験：JIS A 1415-1999「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」の6.3「オ

ープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 自転車置場のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造･流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。

b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。

c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること

2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

e) 製造時の環境汚染を防止していること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 梱包材料の使用量を削減していること。

b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。

c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。

e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 躯体に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。

b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理･処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 材料ごとの分離が容易であること。

2) 再資源化が容易な材料を使用していること。

3) 種類ごとに材料名の表示があること。

4) 再資源化を実施していること。

b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a)又は b)により生産管理が行われていること。

a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。

b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等

ⅱ) 工場の従業員数

ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

工程（作業）フロー

2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

① 工程の管理

ⅰ) 製品の品質検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。

ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行わ

れること。

② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

ⅰ）製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項

ⅱ）製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項

ⅲ）製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項

ⅳ）外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項

ⅴ）苦情処理に関する事項

3）その他品質保持に必要な項目

① 品質管理が計画的に実施されていること。

② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、５年（塗装の剥げ・錆び等については２年）以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

＜免責事項＞

1　本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合

2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難

でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。

b) 製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明記した図書が整備されていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。

2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。

b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った､製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。

a）自転車置場本体及び基礎の寸法

b）自転車置場本体と基礎との取り合い

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。

a）施工の範囲及び手順

1）基礎またはアンカーと柱の緊結等

2）自転車置場の組立・据付

b）施工上の留意事項等

1）現場での加工・組立て・取付け手順

2）必要な特殊工具及び留意点

3）取付後の検査及び仕上げ

4）取り合い部分についての標準納まり図

c）関連工事の留意事項

1）照明器具を取り付ける場合の、自転車置場の範囲内（水平投影面積内）で、設置した照明器具から最も遠い床面の照度が 3 ルクス以上になるよう、照明器具の種類、取付箇所、取付方法等

2）地盤条件と荷重及び外力に対応した基礎の仕様

3）その他関連工事の要件

d）当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

e）標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a）「一般地型」「多雪地型」「豪雪地型」の別

b）耐風圧性能

c）主要部材の材料

d）寸法（間口寸法×奥行寸法）

e）設置場所の制限

f）耐積雪荷重・耐風圧性能を超える地域への設置制限事項

3.2 使用に関する情報提供

a）次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1）誤使用防止のための指示・警告

2）事故防止のための指示・警告

3）製品の使用方法

4）使用者が維持管理するべき内容

5）日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）

6）故障・異常の確認方法及びその対処方法

7）製品に関する問い合わせ先

8）消費者相談窓口

b）無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c）上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a）製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b）取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c）有償契約メンテナンスの有無及び内容

d）消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

a）「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

b）次の品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

1） 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2） 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ．附則

１．この評価基準（自転車置場　ＢＬＥ ＢＳ：２０１５）は、２０１５年8月３１日から施行する。

２．この評価基準の施行に伴い、改正前の評価基準（自転車置場　ＢＬＥ ＢＳ：２０１３）は廃止する。

３．この評価基準の施行の日に、既に改正前の評価基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から３か月を超えない日までは、評価基準を適用しないものとする。

４．この評価基準の施行の日以前に既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（２．により施行の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。)、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

「優良住宅部品評価基準（自転車置場)」の
解　説

この解説は､｢優良住宅部品評価基準（自転車置場)」の制定内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．免責事項の表現の統一【Ⅱ．2.2.1　】

「適切な品質保証の実施」の免責事項において、他の優良住宅部品の認定基準及び評価基準と表現の統一を行った。

Ⅱ　要求事項の根拠

１．自転車の収容台数の表示【Ⅰ　1 1.1 b)】

自転車の収容台数の表示は、自転車の幅寸法と自転車置場１スパンの寸法から算出することとし、自転車の幅寸法は、自転車収容時にハンドルを傾けた状態での幅寸法を 400mm として計算することとしている。なお、ここで設けた式による自転車収容台数は最大値であり、より少ない台数で表示することができるものとする。

２．積雪に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　a)】

積雪荷重に対しては、自転車置場を設置する地域に合わせて作られるのが一番よいわけだが、工場生産品である以上現実には不可能である。したがって、評価基準の【Ⅱ 1.2.1 a)】の表－２にあるとおり S900 型、S1200 型、S3000 型、S4500 型の４つのランクを設けて地域にあったものを選べるよう配慮した。S900 型、S1200 型は、雪がほとんど降らず根雪の残らない地域に対応しており、S3000 型、S4500 型は、雪の降る積雪地域に対応するよう設定されている。

自転車置場の現状の製品は、大きく分けて部品の四隅に柱を持つタイプと、部品の片側もしくは中央にしか柱のないものがあり、基準でもこの２タイプに分けて規定を設けている。
部品の片側もしくは中央にしか柱のないものは、明確な基準を定めることが難しく、計算やたわみ量などで判定することができないので、部材が許容応力度の範囲をこえないこととしている。

３．風圧力に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　b)】

自転車置場の場合比較的寸法がコンパクトに作られているので、屋根、壁等の各部材ごとに風圧力の単位荷重を定め、これと面積とによって求められる数値を風圧力として採用している。求められた荷重を基に性能試験を行い、支障がないかどうか確認している。

風圧力の荷重については、基本的に建築基準法により得られる値としている。屋根、壁等の各部材ごとに想定する風圧力ｑは、設置可能地域を勘案して３つのランクを設けて評価を行い、その性能についてカタログ等で情報提供することとする。各風圧力は、平成 12 年建告第 1454 号に示される基準風速 34m/s、38m/s、42m/s における地表面粗度区分Ⅲの値を基にしている。
風圧力ｑの区分は、平成 12 年建告第 1454 号で定められる市区町村ごとの基準風速において、対応可能な地域の範囲を考慮して設定した。

屋根の吹き上げ荷重については、積雪に対する要求性能と同様の理由から、部品の四隅に柱を持つタイプと、部品の片側もしくは中央にしか柱のないタイプを分けて規定を設けている。

壁の吹き付け荷重については、当該要求性能が壁パネル単体の取付強度及び構造耐力の確認を目的としているため、帳壁として扱い荷重を設定している。

4．局部荷重に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　c)】

局部荷重については、屋根に子供などの人が乗った場合に支障が生じないかを確認している。荷重値は、子供の体重と歩く際の負荷を考慮して、550Ｎとした。

5．衝撃力に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　d)】

衝撃力については、強風時に瓦等の固い物が飛んできてぶつかった場合に使用上支障が生じないかを確認している。衝撃力の程度は、飛ばされた物が自然落下に近い形でぶつかった場合を想定している。

6．塗膜の耐久性に関する要求性能【Ⅱ 1.3　d)】

スチール等の材料でできている自転車置場は、表面塗装の性能が悪いと錆の発生や劣化が著しく早く進行してしまう場合がある。そこで表面塗装等の性能を確認する意味で耐久性試験を行っている。耐用年数については、設置されている場所等の環境によっても異なるので一概には言えないが、ある一定レベル以上の高い耐久性能を持った部品であることは確認されている。

7．環境に対する配慮【Ⅱ．1.4】(任意選択事項)

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003 年に当財団、(社)リビングアメニティ協会及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

a）製造場の活動における環境配慮【Ⅱ．1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、ISO14001 等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

b）住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮【Ⅱ．1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

①　材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.1】
②　製造・流通時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.2】
③　施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
④　使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】

⑤　更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】

⑥　処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

８．供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

a）適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法として ISO9001 等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、ISO9001 と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

b）適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

c）適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し10年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「次に定める免責事項」を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

d）確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。

e）維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのＢＬ部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

f）補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報だけが適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品（消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品）の有無やその交換頻度（交換条件等を含む）の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度と508とも

に使用者等へ情報提供を行い、住宅部品を使用していただくことが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」＊1、と「製品補償期間」＊2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

＊１：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

＊２：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している補償期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の補償は行っていないケースが多い。

g）確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのＢＬ部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

h）適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェースの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、建築躯体や取付ける住宅部品と比べ寿命が短い住宅部品や意匠上交換が行われやすい住宅部品などにあっては、みちづれ工事の抑制などの観点からインターフェースを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい収まりなどを設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

９．情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

a）基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう。また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を

介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようなお願い事項等が必要である。

b）使用に関する情報提供【Ⅱ. 3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

c）維持管理に関する情報提供【Ⅱ. 3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

d）施工に関する情報提供【Ⅱ. 3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、ＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

Ⅲ　その他

１．適用範囲

本基準による認定の適用範囲は、原則として住宅へ設置する自転車置場に限られる。ただし、自転車置場に求められる性能は付随する建物用途に依存しないため、住宅における自転車置場本来の使用目的と同等の使い方をされる場合においては適用範囲に含むものとする。また、自転車置場本来の使用目的である、自転車の収容と差異のないバイクの収容等についても、取扱説明書、施工説明書等に記載された禁止事項に抵触しない限りは適用範囲に含むものとする。

２．式-２の削除について

式―２は、両点ピン支持の部材に等分布荷重を加えた状態について、許容応力度時のたわみ量を求める式であり、通常の弾性範囲内での荷重に対するたわみ量を求める式を変形して作成した式である。当式により得られるたわみ量と、試験等によって得られるたわみ量を比較することで、部材に生じる実際のたわみ量が、許容応力度時のたわみ量に対して安全であるかの判断を行う式であるが、適用できる部材形状が限られており、現状で使用されている部材形状とは必ずしも一致していない。また、各部材の許容応力度に対する安全性の確認は、企業が製品設計を行う際に確認するものであり、優良住宅部品の評価基準として確認するものではないとの判断より、削除することとした。

３．基準改正の履歴

【2013 年 4 月 30 日公表・施行】

１．適切な施工の担保及び情報提供の変更

「3.4　施工に関する情報提供」に記載していた要求事項を「2.3　適切な施工の担保」の「2.3.2　施工方法・納まり等の明確化」に移行し、「2.3.2　適切な施工方法・納まり等の確保」に変更した。また、同項に挙げた要求事項を「3.4　施工に関する情報提供」において情報提供することに変更した。

【2010 年 3 月 19 日公表・施行】

1．適用範囲の拡大

住宅以外の用途に使用される場合であっても、優良な部品としての性能等が損なわれないため、適用範囲を住宅以外の用途への使用に拡大した。

【2009 年 12 月 21 日公表・施行】

1．構成部品の変更

基礎は現場において施工されることが多く、メーカーが用意する物の要求がないため構成部品から削除し、自転車置場を安全に設置するために必要な基礎仕様は情報提供を行うこととした。また、アンカーを必須構成部品としていたが、同仕様のアンカーが現場で調達され、同梱を求められないことが多いため、セットフリー部品へ変更した。

2．機械的な抵抗力及び安定性の確保の変更

① 積雪荷重による梁、桁、柱および屋根面に対する要求性能の改正

1） 試験によるたわみ量と許容応力度時のたわみ量とを比較する評価基準における式-2 は、対応できる部材等が限られていることから、評価基準から外すこととした。

2） 自転車置場の梁、桁等は物置ユニットと同様の構造であり、試験方法も同様であるため、物置ユニットと同じ要求性能とした。

3） 屋根面は、これまで鋼板製折板屋根と同等の性能を要求していたが、想定している部材が異なり、また、屋根面に必要な性能は破損や破壊をせず雨水の侵入を防ぐことにあるため、使用上支障のある著しい変形がないことを要求性能とした。

② 耐風圧力に係る試験の改正

1）屋根の吹き上げ荷重について、従来の基準では柱の支持方法に関わらず評価を行っていたが、一律な基準では判断できないものもでてきたため、四隅に柱を持つものと片側にのみ柱を持つもの等について評価方法を分けた。

2）風圧力は、建築基準法施行令の改正に伴い、設置地域により風圧力が定められたことから、それぞれの地域に合わせた風圧力を設けることとした。

3．耐積雪荷重及び耐風圧力の評価方法の追加

連続型の耐積雪荷重及び耐風圧力については、構造計算による確認を追加した。

4．「適切な施工の担保」及び情報提供の変更

これまで「施工に関する情報提供」において情報提供することとしていた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移し、同項に挙げた要求事項を情報提供することに変更した。また、耐積雪荷重及び耐風圧力についてカタログ等に明記し、情報提供する旨を追加した。

【2009 年 3 月 31 日公表・施行】

1．安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使

用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、屋根の風圧力に対する性能「屋根の吹上げ荷重試験」をその対象とした。なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行っている。

【2008 年 10 月 1 日公表・施行　一部追記】

1．附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006 年 10 月 16 日公表・施行】

1．認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b）認定基準の充実

1)　環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ．1.4】

改正前の認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2)　供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

2．評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

3．様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、項目番号の変更を行った。制定にあたっては、原則として従来の認定基準の評価方法とした。

【2005 年 9 月 9 日公表・12 月 1 日施行】

施工方法の明確化等の変更

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢ

Ｌ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2001 年 12 月 21 日公表・2002 年３月 21 日施行】

防犯性の向上に伴なう変更

「防犯に配慮した共同住宅の設計指針・解説」に対応できるよう、以下の２項目についてあらたに規定を設けた。

a) チェーン用バーラックを必須構成部品（セットフリー部品）とし、1200N {122.4kgf} の集中荷重に耐えることを規定した。

b) 照明器具を取付ける場合、人を視認できる程度の明るさ（約３ルクス）となるよう、照明器具の種類、取付位置、取付方法等を「施工説明書」の中に記載することを規定した。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し 10 年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

a) 製作寸法許容差の規定の変更

改正前の基準では、製作寸法許容差を±10㎜としていたが、工場での生産体制で製作寸法許容差が±10㎜ということはないこと、施工誤差にも近い数値であり誤解されやすいことなどを配慮し、実態に則した値として±５㎜に変更した。

b) 雨がかりへの配慮として屋根の奥行寸法の規定を明記【Ⅱ ７．（１）２)】

収容されている自転車が、強風時など特殊な場合を除き通常の降雨によって濡れることのないよう、屋根の奥行寸法（水平投影寸法）を、自転車の全長以上の数値である 1900㎜以上とした。

c) 自転車の収容台数の表示についての規定を追加【Ⅱ ７．（１）３)】

改正前の基準では、自転車の収容台数については基準で特に規定はしておらず、ユーザーの選択にまかされていた。しかし、近年は集合住宅等においても、１世帯に１台から１．５台の割合で自転車を保有しており、自転車置場設置の要求が高まっている。そこで、収容台数の表示を適切に行うとともに、自転車の収容が整然と行えるよう規定化した。自転車１台当たり収容寸法を 400㎜としており、この寸法でも互いに自転車を譲り合うことによって整然とした収容が可能である。この数値は、以前より内規的な扱いとして定めていたが、今回基準の中に盛り込んだものである。

４. 運用方針

a) 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保において、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等が適切に定められているものとする。

b) 3.3 使用に関する情報提供における保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当財団のホームページにその旨を掲載することから、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。

c) 3.5 施工に関する情報提供において、施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとする。また、無償修理保証の対象、期間等並びに BL 保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。

施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対して BL 保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保される BL 保険制度の詳細についてホームページに掲載することから、これを活用することができるものとする。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該当住宅部品の施工要領及び BL 保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとする。